

島根県港湾整備事業経営戦略

団 体 名 : 島根県

事 業 名 : 港湾整備事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月 (令和5年3月修正)

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用	事業開始年月日	昭和56年
職 員 数	6 人	港 湾 区 分 (重 要 港 湾 等)	
港 湾 区 分 (重 要 港 湾 等)	重要港湾	地方港湾	
物 流 拠 点 港 湾	浜田港		
物 流 拠 点 港 湾 (浜 田 ・ 離 島 以 外)	三隅港	河下港、江津港、七類港、安来港、松江港、田儀港、久手港、宅野港、温泉津港、益田港	
離 島 港 湾	西郷港	別府港、来居港、知々井港、御波港、重栖港	
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	保守点検等一部の専門的業務を委託している。	
	イ 指定管理者制度	なし	
	ウ PPP・PFI	なし	

(2) 使用料体系

※施設区分の中で複数の使用料体系がある場合には、それぞれの内容を分けて記載すること。

使用料体系の概要・考え方		特別会計に係る施設の使用料決定に際しては、原則として当該施設の建設費(利息を含む)及び同維持管理費を賄える体系としている 前段により算定した料金が近隣他港と乖離する場合、本県港湾の競争力確保のため政策的に単価を引き下げている施設(ガントリークレーンなど)もある また、コンテナ施設、輸出入貨物に係る野積場及び福井地区貨物上屋については、利用促進に係る施設使用料の減免を時限措置として行っている なお、使用料の政策的引き下げ及び利用促進による減免措置により収入出来ない使用料相当額については、一般会計からの繰入金で賄っている									
施設区分		使用料の算定基礎		現行(a)	改正年	前回(b)	改正年	改定率 (a/b)%	前々回(c)	改定率 (b/c)%	
上屋	旅客上屋 (1年未満の場合 は期間ごとの単 価で計算した額 の総額による)	利用期間 15日以下	1平方メートル 1日につき	22 円/㎡	S63	20 円/㎡	S56新設	110.0 %	—	—	
		利用期間 16日以上30日以下		44 円/㎡	S63	40 円/㎡	S56新設	110.0 %	—	—	
		利用期間 31日以上1年未満		66 円/㎡	S63	60 円/㎡	S56新設	110.0 %	—	—	
		利用期間 1年		15,870 円/㎡	S63	14,350 円/㎡	S56新設	110.6 %	—	—	
	貨物上屋 (1年未満の場合 は期間ごとの単 価で計算した額 の総額による)	利用期間 15日以下	1平方メートル 1日につき	特等	25 円/㎡	H25新設	—	—	—	—	—
				1等	20 円/㎡	S51新設	—	—	—	—	—
				2等	10 円/㎡	H2	5 円/㎡	S50新設	200.0 %	—	—
		利用期間 16日以上30日以下		特等	30 円/㎡	H25新設	—	—	—	—	—
				1等	30 円/㎡	S51新設	—	—	—	—	—
				2等	10 円/㎡	H2	10 円/㎡	S50新設	100.0 %	—	—
		利用期間 31日以上1年未満		特等	50 円/㎡	H25新設	—	—	—	—	—
				1等	40 円/㎡	S51新設	—	—	—	—	—
				2等	20 円/㎡	H2	15 円/㎡	S50新設	133.3 %	—	—
		利用期間 1年		特等	9,200 円/㎡	H25新設	—	—	—	—	—
				1等	8,200 円/㎡	S51新設	—	—	—	—	—
2等				4,500 円/㎡	H2	2,520 円/㎡	S50新設	178.6 %	—	—	
くん蒸上屋	くん蒸1回につき	15,000 円/回	H14新設	—	—	—	—	—			
コンテナ上屋	利用期間 1月未満	1平方メートル 1日につき	18 円/㎡	H13新設	—	—	—	—			
荷さばき地 コンテナ上屋 事務所	利用期間 1月以上	1平方メートル 1月につき	540 円/㎡	H13新設	—	—	—	—			
			1,360 円/㎡	H13新設	—	—	—	—			
荷役機械	多目的クレーン	1時間につき	11,650 円/時	H11新設	—	—	—	—			
	ガントリークレーン		47,047 円/時	H30新設	—	—	—	—			
	フォークリフト		5,000 円/時	H13新設	—	—	—	—			
冷凍コンテナ 電源施設		1時間につき	170 円/時	H13新設	—	—	—	—			
計量器		1回につき	322 円/回	H28新設	—	—	—	—			
ふ頭用地 (野積場)	舗装	利用期間 15日以下	10平方メートル 1日につき	甲港湾	31 円/10㎡	H8	30 円/10㎡	S59	103.3 %	25 円/10㎡	120.0 %
				乙港湾	20 円/10㎡	H8	20 円/10㎡	S59	100.0 %	15 円/10㎡	133.3 %
		利用期間 16日以上30日以下		甲港湾	36 円/10㎡	H8	35 円/10㎡	S59	102.9 %	30 円/10㎡	116.7 %
				乙港湾	25 円/10㎡	H8	25 円/10㎡	S59	100.0 %	20 円/10㎡	125.0 %
	未舗装	利用期間 15日以下		甲港湾	20 円/10㎡	S55	15 円/10㎡	S50	133.3 %	10 円/10㎡	150.0 %
				乙港湾	10 円/10㎡	S55	10 円/10㎡	S50	100.0 %	5 円/10㎡	200.0 %
		利用期間 16日以上30日以下		甲港湾	25 円/10㎡	S55	20 円/10㎡	S50	125.0 %	15 円/10㎡	133.3 %
				乙港湾	15 円/10㎡	S55	15 円/10㎡	S50	100.0 %	10 円/10㎡	150.0 %
港湾施設 用地	上屋、倉庫又はこれらに類する施設の敷地	1平方メートル 1月につき	甲港湾	62 円/10㎡	H22	60 円/10㎡	S63	103.3 %	54 円/10㎡	111.1 %	
			乙港湾	39 円/10㎡	H22	38 円/10㎡	S63	102.6 %	36 円/10㎡	105.6 %	
危険物 置場		1平方メートル 1月につき	甲港湾	62 円/10㎡	H22	60 円/10㎡	S63	103.3 %	54 円/10㎡	111.1 %	
			乙港湾	39 円/10㎡	H22	38 円/10㎡	S63	102.6 %	36 円/10㎡	105.6 %	

島根県港湾施設条例に定める港湾施設のうち、主なものを掲載

上屋のうち、特等とは昭和56年度以降に供用を開始するものとし、1等とは昭和50年度から昭和55年度までに供用を開始したものとし、2等とは昭和49年度以前に供用を開始したものとする

甲港湾とは、松江港、浜田港、安来港、河下港及び江津港とし、乙港湾とは甲港湾以外の港とする

いずれも消費税及び地方消費税相当額を含まない

(3) 現在の経営状況

年間取扱貨物量 ※過去3年分を記載 港湾ごとの状況は別紙	H29	4,773,067 トン	H30	4,089,854 トン	R1	4,823,767 トン
年間船舶乗降員数 ※過去3年分を記載 港湾ごとの状況は別紙	H29	948,426 人	H30	940,890 人	R1	950,526 人
年間使用料収入額 (税込み) ※過去3年分を記載 港湾ごとの状況は別紙	H29	182,565,657 円	H30	186,446,076 円	R1	199,901,028 円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年分を記載	H29	33.8 %	H30	37.2 %	R1	81.4 %
経費回収率 ※過去3年分を記載	H29	33.8 %	H30	37.2 %	R1	81.4 %
他会計補助金比率 ※過去3年分を記載	H29	34.3 %	H30	36.0 %	R1	70.8 %
有形固定資産減価償却率 ※過去3年分を記載	H29	52.8 %	H30	33.4 %	R1	37.0 %
企業債残高対 料金収入比率 ※過去3年分を記載	H29	2521.0 %	H30	3084.9 %	R1	2739.5 %

経費回収率は、全体で30%台だが、港種別では、浜田港と離島港が20～30%台である一方、浜田離島以外の港は70～90%と種別毎に大きく異なる。いずれも100%を上回る種別は無く、一般会計からの繰入金・貸付金に依存する経営状況にある。令和元年度の経常収支比率、経費回収率、他会計補助金比率は高い水準となっているが、これは令和元年度に繰入金の見直しを行い、複数年度分をまとめて繰り入れたことによる。

2. 将来の事業環境

(1) 取扱貨物量等の見通し

浜田港は概ね増加傾向が継続すると見込む。
浜田港以外は大きな変動は無いと見込む

(2) 使用料収入の見通し

計画期間内に実施する整備に基づき、収入等の増加を見込む
 ・浜田港福井地区 上屋整備(R2-4)による増 R5より23,678千円/年
 ・西郷港小田地区 ふ頭整備(R3-9)による増 R10より7,600千円/年
 ・別府港十景地区 ふ頭整備(R1-6)による増 R7より2,800千円/年
 ・浜田港福井地区 リーチスタッカー更新整備(R6)による増 19,347千円/年
 整備に基づくもの以外は大きな変動は無いと見込む

(3) 施設の見通し

浜田港は貨物量増が見込まれるため、その対応を行う。(福井上屋)
その他の施設は、適切に維持管理を行い、必要な修繕等を行う。

(4) 組織の見通し

3. 経営の基本方針

港湾は、海上交通、貨物の輸送交流の拠点として、それぞれ本県産業・経済の発展の最前線の役割を果たすべきものであり、港湾法及び離島振興法等により随時整備を行っているところであるが、今後の港湾整備の促進が各種産業の成長・発展に寄与する重要性に鑑み、将来はさらに規模の拡充と荷役能力の強化はもとより、陸と海の接点としての環境整備が必要と考えらる。

臨港特会の港湾整備費や維持管理費は施設使用料収入により賄うことが原則。適切な維持管理を行うことで施設の機能を継続して提供し、併せて使用料収入の確保を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	浜田港福井上屋整備 既設 建築面積2,000㎡ 1棟 → 令和5年度 建築面積2,000㎡ 2棟
-----	---

計画期間内に実施する主な投資の内容

- ・浜田港福井地区 上屋整備(R2-4)
 - ・西郷港小田地区 ふ頭整備(R3-9)
 - ・別府港十景地区 ふ頭整備(R1-6)
 - ・別府港 旅客上屋修繕(R3-5)
 - ・河下港垂水地区 ふ頭整備(R5-11)
 - ・浜田港福井地区 リーチスタッカー更新整備(R6)
 - ・浜田港福井地区 コンテナターミナル舗装整備(R5-6)
- その他必要な修繕・更新等を適切に行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料収入 令和元年度199百万円→令和12年度223百万円
-----	--------------------------------

使用料：過去の使用料実績及び決定済の施設整備による使用料増を見込む

繰入金：単体の使用料収入では維持管理費や公債費償還金が見込めない施設整備費(離島航路旅客上屋など)や、産業振興等の政策的目的による使用料金減額分等繰出基準に定める繰出金を一般会計から繰り入れる

企業債：施設整備を行う場合に起債を活用し整備と返済の平準化を行う

借入金：単年度で歳入の不足が生じる場合は、一般会計から借入を行う

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

必要な修繕・更新等を適切に行う。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	なし
投資の平準化	なし
その他の取組	記載以外の施設整備については、ニーズや利用の見通しなどを踏まえ、優先順位を検討し、整備を進める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	4年ごとに行う使用料見直しを行う。
企業債	必要に応じ、有利な起債の借入を行う。
繰入金	必要な繰入を行う。
資産の有効活用等による収入増加の取組	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	引き続き必要な委託を行うが、契約方法の見直し等により中長期的に委託額の逡減を図る。
管理運営費	引き続き必要な維持管理を行う。
職員給与費	引き続き県職員が特会事務を行う。
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	この経営戦略は、進捗状況等の検証を行い、適宜修正を行っていく。具体的には、決算と収支計画に大幅な乖離があった場合や、新たな整備計画が決定された場合など、収支計画を修正し公表する。
---------------------	---